

千葉県教育委員会会議事録

令和6年度第3回会議（定例会）

1 期 日 令和6年6月12日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前10時51分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
教 職 員 課 長 鈴木 克之

教育振興部

学習指導課主幹兼教育課程指導室長 大木 圭
同 主幹 村上 英輝
同 教育課程指導室指導主事 村瀬 正
同 副主査 小原 直輝
教職員課主幹兼小中学校人事室長 金親 秀樹
同 主幹 村田 歩
同 小中学校人事室管理主事 松本 聡
同 任用班管理主事 齋藤 智保

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課
主 幹 兼 委 員 会 室 長 山口 聖剛
同 副主幹 小合 基夫
同 主査 杉本 浩二

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

6 令和6年度第2回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、報告1及び報告2の報告2件である。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員に願います。

9 審議事項

報告1 第53回全国高等学校総合文化祭の開催地内定について

【学習指導課長】

全国高等学校総合文化祭は、全国の高校生による国内最大規模の芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や全国的、国際的な規模での生徒相互の交流・親睦を深めることを目的としている文化の祭典である。全国の高校生に加え、海外の高校生も参加する。

開催6年前にあたる昨年度、県教育委員会教育長と県高等学校文化連盟会長の連名で、開催申請書を全国高等学校文化連盟会長に提出し、先月、5月21日の全国高等学校文化連盟定時総会にて開催地内定が議決された。その後、文化庁から千葉県へ開催内定が通知されたことから、文化庁と千葉県が、6月5日に報道発表を行った。

大会の歴史については、全国高等学校総合文化祭は、昭和52年に第1回大会が千葉県で開催された後、都道府県持ち回りで開催され、令和5年のかごしま総文（第47回全国高等学校総合文化祭）にて全国を一巡した。令和6年のぎふ総文（第48回全国高等学校全国総合文化祭）より二巡目に入り、令和11年度に千葉県で開催される大会が、関東で最初の二回目の開催となる。第1回大会は、6つの部門で開催され、117校3,764人が参加という規模であったが、現在では全国から約3千校、約2万人の高校生が参加する大きな大会となっている。

大会の主催は、文化庁、全国高等学校文化連盟、千葉県、千葉県教育委員会、開催市町村、開催市町村教育委員会、千葉県高等学校文化連盟である。

次に、大会概要について説明する。令和11年7月下旬から8月上旬に、県内各地で開催する予定である。開催方針や開催地等の詳細は、今後検討していく。

開催部門は規程の19部門と協賛部門からなる。協賛部門は開催都道府県が設置するもので、昨年のかごしま総文（第47回全国高等学校総合文化祭）では特別支援、茶道、軽音楽部門の三つが設置された。この他、総合開会式やパレード、国際交流が行われる予定である。総合開会式では例年、宮家のお成りも行われている。

【櫻井委員】

素晴らしい取組であり、開催を楽しみに思うが、教員の働き方を圧迫するようなものにならないよう、体制を整えてほしい。また、7月8月の開催ということで、炎天下で行われることが想定される。熱中症対策を含め、令和の時代に相応しい形の全国高等学校総合文化祭となるよう準備を進めてほしい。

【学習指導課長】

今年、岐阜県で開催される全国高等学校総合文化祭の視察等をしながら、検討していく。

報告 1 は終了。

報告 2 令和 7 年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

【教職員課長】

志願状況であるが、志願者の合計は 5,946 名で、このうち大学 3 年次等を対象とする「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者は 1,386 名であり、志願者総数としては、昨年度を上回る結果となった。募集人員の合計約 1,900 名に対し、「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた 4,560 名の志願があり、志願倍率は約 2.4 倍となった。志願者数の内訳だが、小学校は 1,279 名で志願倍率は 1.6 倍、中学校と中・高共通枠は 2,386 名で志願倍率は 2.8 倍、特別支援教育は 326 名で志願倍率は 2.7 倍、養護教諭は特別選考を除いて 368 名で志願倍率は 6.1 倍となった。

優秀な人材を採用するために、志願者の確保は大きな課題と捉えている。民間企業の有する媒体を活用した教員採用プロモーション事業等により、教員として働く魅力を発信していくことや幅広い人材への広報の充実、また、働き方改革の推進により、志願者の増加につなげたいと考えている。

今後の採用選考の日程であるが、第 1 次選考は 7 月 7 日（日）、第 2 次選考は 8 月下旬に行い、最終合格発表は 10 月中旬を予定している。なお、第 1 次選考における千葉県会場は、本年度、初めて幕張メッセを使用し 1 会場で実施する。

【花岡委員】

志願者は減少したものの、プロモーション事業や奨学金返還事業等の成果は出てきていると思われる。今後の施策について、志願者の志望動機とのマッチングが大切になる。優秀な人材の確保に向けて、効果的な施策を検討してもらいたい。

【教職員課長】

承知した。

【貞廣委員】

数値的には志願者数は減少したが、よくこの減少数で留まっていると評価すべきである。大学で学生に教えている立場としても、学生にダイレクトに伝わる様々な施策や事業を提供してくれていると感じている。引き続き、魅力ある施策を期待する。

【教職員課長】

今後も引き続き取り組んでいく。

【永沢委員】

今後もプロモーション事業や働き方改革をしっかりと進めていもらいながら、教員としての魅力の中に働きやすさも視点に入れて進めてもらいたい。

【教職員課長】

承知した。

報告 2 は終了。

教育長報告 「教科書採択において疑問が起こらず、専門性を持つようにしていただく請願」への対応について

【富塚教育長】

本請願は、専門家によって事実に基づいた歴史・地理・民法を学べるよう、そして、道徳においてはしっかりと愛国心を育む教科書を選んでいただける人材を選出し、採択することが求められている。

教科書は、全て国の検定に合格したものの中から採択する。県立中学校の教科書採択にあたっては、法令に定められた手続きを終えた上で、法令に基づき適正に任命された委員によって、教育委員会会議において議決することとなる。以上のことから、「教育委員会の方向性を導くような内容ではない」ため、付議しないこととした。

教育長報告 「未来ある子供たちに、まちがった教科書をもちいないでほしい旨の請願」への対応について

【富塚教育長】

本請願は、令和書籍、自由社、育鵬社の教科書より採択することが求められている。教科書を採択するにあたっては、教科書採択に関して調査審議を行う、教科用図書選定審議会からあらかじめ意見をきくなど、法令に定められた適正な手続きを踏む必要があり、手続きを経ずに特定の教科書について採択することはできないため、付議しないこととした。

教育長報告 「教科書採択についての請願」への対応について

【富塚教育長】

本請願は、引き続き育鵬社の教科書を採択することが求められている。先ほどの請願と同様に、教科用図書選定審議会からあらかじめ意見をきくなど、法令に定められた適正な手続きを踏む必要があり、手続きを経ずに特定の教科書について採択することはできないため、付議しないこととした。

教育長報告 「県立中学校使用教科書の公正かつ適切な採択を求める請願」への対応について

【富塚教育長】

本請願の請願項目は5点である。1点目、教育委員会との懇談を継続すること。2点目、県立中学校の教科書を当初の教育長専決に戻すこと。3点目、教科書採択に係る全ての教育委員会会議を公開すること。4点目、教科用図書選定審議会の審議を公開すること。5点目、育鵬社歴史・公民教科書を採択しないことの5点が求められている。

1点目については、事務方で協議・判断する内容であることから、「教育委員会の方向性を導くような内容ではない」ため、付議しないこととした。

2点目については、平成26年3月の教育委員会会議において、教科書採択に関する県教育委員会の権限と責任をより一層明確にする観点から、県立中学校の教科書採択は、教育長専決から委員会会議の議決事項へと決定されており、現在も決定した当時と状況や考えは変わらないため、付議しないこととした。

3点目については、前回の県立中学校使用教科書の採択に関わる教育委員会会議を公開で実施し、その後も法令及び規則に則り、非公開となるもの以外は、公開で行っていることから、「請願を受ける以前から既に取り組んでいる」ため、付議しないこととした。

4点目については、千葉県教科用図書選定審議会の公開・非公開は、法令規則等に基づき、原則公開している。なお、非公開事項については県情報公開条例第27条の3の規定により、

審議委員会において非公開と議決した上で行っていることから、「県教育委員会としての権限を外れている」ため、付議しないこととした。

５点目については、教科書採択にあたっては、教科書採択に関する調査審議を行う、教科用図書選定審議会からあらかじめ意見を聞くなど、法令に定められた適正な手続きを踏む必要があり、手続きを経ずに特定の教科書について採択することはできないため、付議しないこととした。

教育長報告 「小学校の１学級の人数が３５人を超えないことを求める請願書」への対応について

【富塚教育長】

本請願の趣旨は、県教育委員会が令和６年２月２６日付け「令和６年度公立小中義務教育学校における学級編成の柔軟な運用について」に対して、３５人以下学級という少人数教育に逆行する内容の通知であり、通知の内容を県内小学校において推進することのないよう求めるものである。請願項目としては、「小学校において１学級３５人を超える学級編成を行わないこと」を要望している。

県教育委員会としては、原則、国が示している３５人学級の編成を今後も推進していく方針である。県教育委員会が今回の通知を行った背景として、学級編成の弾力的運用に関する国の通知がある。国の通知では、「個々の学校ごとの事情に応じて、教育的配慮の観点から、学級編成の弾力的運用が例外的に許容される」とある。この通知に基づき、千葉県として、教育的配慮の観点からの弾力的運用は、児童へのよりきめ細かい指導を可能とすることに加え、県教育課題である人材育成や教科担任制の推進においても有効な手段の一つとなりうると判断したことから、市町村に対し通知を行ったところである。

実際に同運用を採用した学校からは、「複数の教員で指導を行うことで、よりきめ細かい指導が可能となり、特に支援を要する児童や不登校児童への対応など、効果的な個別指導が可能となった」という意見や、「教科担任制の充実につながっており、負担軽減の効果が期待できる。」「児童にとっては、複数の相談窓口ができ、より安心感をもって学校生活を送ることができている。」といった声があり、柔軟な学級編成の導入は、一定の効果があると判断している。なお、同運用は、当該学年に教員の未配置が生じていないことを前提としており、年度途中に教員未配置が生じた場合は、速やかに代替教員を配置することとしている。

以上のとおり、本請願の取扱いについて慎重に検討した結果、「学級編成の柔軟な運用」については、国の通知に基づき、各学校が適切に運用しているものであることから、付議しないこととした。本請願の趣旨、また懸念されるところについては、懸念されるような事態が起これらぬよう各小学校の運用状況を確認していく。

１０ 教育長閉会宣告

令和 6 年 7 月 2 4 日 署名人